

令和3年（行ウ）第5号 マスク着用義務不存在確認等請求事件

原告 福地裕行

被告 白糠町

準備書面（4）

令和4年1月7日

釧路地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

第一 被告の令和3年12月15日付け準備書面について

一 同第1について

- 1 以下の点を除き、概ね認める。
- 2 これらに記載されてある「確認」、「申し合せ」、「再確認」、「協議」等といふのは決議されたものではなく、何ら法的拘束力のないものであつて、原告はこれに同意してゐない。
- 3 同書面の③、⑤、⑦、⑨、⑩、⑪及び⑬に、「原告を含む全議員が、マスクを着用し、手指を消毒した上で会議に出席した。」とあるが、原告のみならず、ほかにも数人の議員が手指の消毒をしてゐなかつた。
- 4 また、同書面の⑥の6月定例会の際、棚野町長は、条例案等の提案理由を述べる際は、議場中央の演壇に立つて、着用してゐたマスクを外して発言してゐた。
- 5 同書面の⑦の9月定例会においても、演壇の前にアクリル板が設置され、発言者はマスクを外して発言してゐた。

二 同第2について

- 1 認める。
- 2 ただし、これらはマスク着用を原告に義務付けて強制しうる法令上の根拠とはなり得ないものである。

第二 被告の令和3年12月24日付け準備書面について

一 同第1の1について

- 1 すべて争ふ。

- 2 被告の言ふ「申し合わせ」は、令和2年3月3日になされた議会運営委員会及び全員協議会の連続かつ一体の協議によるものであり、それが原告に対してマスク着用を義務付けるものであるとすれば、その「申し合わせ」には、法的効力を有する処分性が認められることを被告は自白してゐることになる。
- 3 地方自治法第100条第12項によれば、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」とあり、これによつて設置された全員協議会は、法的拘束力を伴ふ議決（処分）を行ひうる機関ではない。にもかかわらず、被告は、この「申し合わせ」は、全員協議会の権限を踰越した違法な強制力を伴ふ「処分」であると主張してゐることになるのである。
- 4 ちなみに、令和3年12月23日の議会にかかる全員協議会では、理事者及び管理職等の職員並びに全議員出席の場において、富田議長は、二色郁子健康こども課長にマスクを外して答弁することを命じたので、同課長はマスク不着用で答弁し、引き続き答弁した山田雄大介護福祉課長は、富田議長からは指示がなかつたものの、同様にマスク不着用で答弁し、富田議長は、これについて何も言はなかつたのである。
- 5 この事実は、マスク着用か不着用かの基準が存在せず、専ら富田議長の恣意的な独断で決められ運用されてゐることを示すものであつて、マスク着用に規範性が認められるとする被告の主張には全く一貫性と整合性がないことになる。

二 同第1の2について

- 1 すべて争ふ。
- 2 被告は、令和3年7月5日の議会において原告を「退席するよう命じた行為」及び「再入場後、発言を許可しなかつた行為」について、いずれも地方自治法第129条第1項の議長権限に基づくものであると主張するが、失当である。
- 3 同条第1項は、「普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。」とあるものであつて、原告にはマスク着用の法的義務がないことから、「議会の会議中この法律又は会議規則に違反」した事由は存在しない。また、原告にはマスク着用義務がないために、マスク着用をしないことが「その他議場の秩序を乱す」行為に該当し得ないことも明らかである。
- 4 そもそも、「議場の秩序を乱す」といふ行為は、同法第129条ないし第133条の地方自治法の第六章第九節の「規律」に関する条項に、「騒然」、「騒ぎ立てる等の会議を妨害」、「会議を妨害」、「無礼の言葉を使用」、「他人の私生活にわたる言論」、「侮辱」などと例示されてゐるとほり、違法な不規則発言、不穏当発言、侮辱発言などの発言行為及び破廉恥行為等の非発言行為（以下「違法言動」といふ。）が「議場の秩序を乱す」行為なのである。
- 5 要するに、原告のマスク不着用といふ非発言行為が違法言動であるか否か、つまり、原告の当該言動に違法性があるか否かであつて、マスク不着用が違法言動であるためには、マスク着用義務が存在し、それに違反したとすることでなければ、地

方自治法第129条第1項の議長権限は認められないのである。

- 6 ちなみに、昭和34年2月19日最高裁判所第一小法廷判決（民集第13巻2号193頁）によれば、「町議会議員の議会における発言の内容が、議会に対する協力の態度を欠き不徳の誹を免れない場合でも、原判決認定程度の発言を理由にその議員を除名することは違法である。」と説示してをり、原告のマスク不着用の行為は、発言行為ではなく、しかも、「議会に対する協力の態度を欠き不徳の誹を免れない場合」にも該当しないのであるから、これによつて不利益処分を受けることは違法であることが明らかである。

第三 訴の変更

原告は、令和3年11月17日付け準備書面（2）の第一により訴の変更をなしたことに引き続き、さらに、以下のとおり請求の趣旨第一項について次のとおり変更する。

一 変更後の請求の趣旨第一項の表示

「一 被告白糠町は、白糠町議会の議会運営委員会及び全員協議会の協議に基づいて原告に対し令和2年3月3日に告知されたマスク着用を義務付けた処分を取り消せ。」

二 変更の説明

- 1 被告は、答弁書及び令和3年12月24日付け準備書面において、令和2年3月3日の「申し合わせ」を行つたのは、「令和2年3月3日に行われた議会運営委員会ではなく、同日に行われた全員協議会においてである。」とする。
- 2 しかし、被告が提出してきた乙1及び乙2を検討しても、いずれの協議による「申し合わせ」なのかが判然としてをらず、議会運営委員会及び全員協議会の連続かつ一体の協議による協議によるものと解されるので、「議会運営委員会の協議」とあるところを「議会運営委員会及び全員協議会の協議」と変更するものである。